

23. 地域学校協働活動推進事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

生涯学習部 生涯学習課

(2) 事業の目的

地域と学校が連携・協働して、子ども達へ多様な体験や交流活動の機会を提供し、地域全体で子どもたちの成長を支え地域教育力の向上を図る。

(3) 事業の内容

放課後に地域の参画を得て子どもたちへ学習支援や伝統文化、スポーツ等の多様な活動の機会を提供する「放課後子ども教室」を実施する。

学校に地域と学校を繋ぐコーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置し、地域と学校が連携・協働して学習支援等を行う「地域学校協働活動」を推進する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 27 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画以外）

第2次那覇市生涯学習推進計画

第2次那覇市教育振興基本計画

第2期那覇市放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間

平成19年度からの継続事業（「地域学校協働活動」は令和元年度から）

6. 事業の実施形態

一般財源を財源に直接実施される市単独事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	10,793	7,289	12,673
国庫支出金	2,712	—	—
県支出金	—	—	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	8,081	4,689	12,673
その他	—	2,600	—
予算執行額	10,677	5,107	—
予算執行率	98.9%	70.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
職員手当等	385	職員の時間外勤務手当等
報償費	4,230	主に協働活動支援員への報償費
需用費	39	
役務費	392	スポーツ安全保険加入費用
使用料	59	
計	5,107	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

【放課後子ども教室】

27 小学校区、31 教室で子ども教室を開催（教室開催延べ日数 1,938 日、参加児童延べ人数 29,532 人）

【地域学校協働活動】

小学校 1 校に 1 名の推進員配置

地域と学校が連携・協働して行った活動数 35 回、地域のボランティア延べ人数 122 人

(成果指標)

設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の目的・内容

<意見①>国の補助金メニュー活用の検討

本事業のうち「放課後子ども教室」事業は、平成19年度～令和元年度までは国の補助金メニュー（補助率3分の1）で実施していたが、補助金交付要綱の見直しにより令和2年度は市の一般財源で実施することとなった。

見直し後の補助金交付要綱及び要領において、補助金対象事業に「コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」が要件として追加されたが、コミュニティ・スクールは学校教育課の所管であり、導入や具体的な計画が無かったため、令和2年度より本事業は補助金対象外事業となった。今後、学校教育課と連携してコミュニティ・スクールが導入できないか研究・検討するとのことである。

市は財源が厳しいことから、本事業を国の補助金メニューを活用して実施できれば、本事業にかかっていた予算を他の事業に回すことができ、住民福祉の向上につながることを期待されるため、積極的に補助金メニューの活用を検討されたい。

(2) 地域学校協働活動推進員の委嘱

「那覇市地域学校協働活動推進員設置要綱及び要領」によると、「地域学校協働活動推進員は、…（略）…資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う」と定められている。推薦書を校長が作成し毎年3月に生涯学習課長に提出し教育委員会が委嘱している。

上記関連書類を閲覧したが要綱等に基づき適切に処理されており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 活動指標

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後子ども教室の活動休止等により活動内容は当初計画に比し縮小されたが、特段指摘すべき事項はない。

放課後子ども教室では、学習支援、エイサー、三線、書道、空手、キンボール等を実施している。

地域学校協働活動では、大名小学校をモデル校として、地域と学校をつなぐための地域学校協働活動推進員を配置した。令和2年度は推進員がボランティアを確保して、子どもたちへの学習支援（そろばん、キャリア教育）や校内美化活動、立哨等の活動が行われた。地域学校協働活動推進員は、毎月「地域学校協働活動推進員活動簿」及び「地域学校協働活動推進員活動状況報告書」を教育委員会に提出している。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、特段指摘すべき事項は検出されなかった。

（４） 成果指標、PDCA サイクル

<意見②>成果指標が設定されていない

上記８．に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

成果指標の例としては、放課後子ども教室で定期的にアンケートを実施し、満足度を成果指標に設定することなどが考えられる。なお、地域学校協働活動では、活動に参加した児童やボランティア講師に対しアンケートを既に実施しており、これらアンケート結果を成果指標の設定に活用いただきたい。

<意見③>PDCA の理解に改善の余地がある

そもそも PDCA による効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えば PDCA サイクルの理解が深まるような職員向け研修の開催等を検討されたい。

（５） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、歳出の大半は協働活動支援員への報償費であることを確認した。特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため放課後子ども教室の活動休止等により減額補正を行っている。補正予算の理由は適切であり特段指摘すべき事項はない。

執行率 70.1%となった理由は、コロナの影響で放課後子ども教室の活動日数を減らしたため、執行率が低くなったものであり、特段指摘すべき事項はない。

24. 基礎学力向上のための学習支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

学校教育部 学校教育課

(2) 事業の目的

文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果より、沖縄県においては児童生徒の基礎学力の向上が課題であることが明らかとなっている。本事業を実施することにより、小学校3年生の算数の基礎学力の定着と向上を図る（那覇市立小学校（全36校）の3年生を対象とした事業）。なお、小学校3年生の算数を指導対象としている理由は、9.（1）に記載している。

(3) 事業の内容

退職教員や教員免許を有する者等を学習支援員として小学校に派遣し、学力の定着が十分でない児童に対する算数の学習支援のほか、授業時間や放課後等に学級担任とのチームティーチングや少人数指導を実施する。（具体的には、授業に参加し教員の補助的役割を担いながら、教員と共同で指導を実施する。）

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策23 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

該当無し

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業（沖縄振興特別推進交付金制度導入初年度から継続）

6. 事業の実施形態

沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を財源に直接実施される事業である（一括交付金からの補助率は70%）。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	33,588	53,437	31,530
国庫支出金	—	—	—
県支出金	22,207	37,335	25,143
うちソフト交付金	22,207	37,335	25,143
一般財源	11,381	16,102	6,387
その他	—	—	—
予算執行額	33,135	44,426	—
予算執行率	98.7%	83.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
報償費	44,175	学習支援員への報償費(時給) 教員免許取得者、教職経験者：2,000円 その他(学習塾講師経験者等)：1,500円
需用費	99	文具類等
役務費	151	学習支援員傷害保険料
計	44,426	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

市内全小学校36校の3年生に36人の学習支援員を配置した。10月から2月は、2年生及び4年生まで対象学年を拡大し、さらに43人の支援員を配置した。

配置期間：令和2年6月1日～令和3年2月26日

派遣総時間数：22,645時間

(成果指標)

指標	目標値	実績値
沖縄県学力到達度調査の県平均との差	+2.1ポイント	未実施

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の目的・内容

本事業は、小学校3年生の算数に教科を限定している。理由は小学校3年生から算数の授業に四則演算や表やグラフといった単元が始まるため、この時期につまずく児童が多いためである。学年と教科の選定に特段指摘すべき事項はない。

(2) 学習支援員の選考

「令和2年度 基礎学力向上のための学習支援員派遣要項」によると、「学習支援員は、教員免許取得者、教職経験者、その他学習指導に関する能力を備えた者の中から派遣校の校長が推薦し、学校教育課長が決定する」と定められている。履歴書、教員免許状等を添付した推薦書を校長が作成し毎年2月に那覇市教育委員会に提出、3月に教育委員会で被推薦者と面接し選考している。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが特段指摘すべき事項はない。

(3) 活動指標

当初は小学校3年生のみを対象としていたが、10月～2月は2年生及び4年生まで対象学年を拡大し、さらに43人の支援員を配置している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業期間があったことから、学習の定着について例年以上に配慮する必要があったために、対象学年を拡大したものであり、特段指摘すべき事項はない。

活動報告は月1回校長をととして学校教育課長に報告される。報告書は学習支援員が作成し、実施日時、支援方法（チームティーチングまたは少人数）、支援時間数が記載されており、記載内容確認後校長印を押印し、学校教育課長に提出している。

実績報告は事業終了後、学習支援事業実践報告書を学習支援員が作成する。報告書には、主な実践内容、成果と課題が記載され、校長から学校教育課長に提出される。

また毎年2月に学習支援員の活動状況を学習支援員評価書で5段階評価し、学校教育課長に提出している。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、特段指摘すべき事項は検出されなかった。

(4) 成果指標

上記8に記載のとおり、沖縄県学力到達度調査の結果が「未実施」となっているが、年度当初成果指標としていた県の学力到達度調査が、直前になり県側から実施を取りやめる旨の通知があり、調査自体が実施されなかったことが原因でありやむを得ない。

ただし、少人数指導など、一人一人の学習課題に沿った指導を行うことで算数の基礎学力の底上げと定着が図られたため、11月に実施された沖縄県学力定着状況調査においては、県平均より+1.1ポイント上回る結果となり、一定の成果が認められる。

なお、過去の沖縄県学力到達度調査の県との比較は以下の通り。

令和元年度 +2.5 ポイント

平成 30 年度 +3.3 ポイント

平成 29 年度 +1.2 ポイント

(5) PDCA サイクル

9.(4)に記載のとおり、合理的な成果指標が設定されており、当該成果指標に基づいて適切にPDCAが実施されている。

また、9.(3)に記載のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響があったが、適切に対応できている。

特段指摘すべき点は発見されなかった。

(6) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、歳出の大半は学習指導員への報償費であることを確認した。特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業期間があったことから、学習の定着について例年以上に配慮する必要があったため、9月補正予算で増額補正を行っている。また、対象範囲も当初の小学校3年生に加えて、小学校2年生、小学校4年生の算数においても支援の対象とした。補正予算の理由は適切であり特段指摘すべき事項はない。

執行率81.5%となった理由は、コロナの影響で8月11日～30日に小学校を臨時休業したこと、及び10月以降に予定していた学習支援員の確保がやむを得ない事情で出来なかった学校があったこと、が理由で執行率が低くなったものであり、特段指摘すべき事項はない。

(7) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

成果指標は平成24年度から28年度までは全国学力調査との差として設定していたが、平成29年度以降は沖縄県学力到達度調査の県との差に変更されている。成果指標として、沖縄県全体との比較ではなく、全国との比較を用いることを検討頂きたい。

2. 令和2年度における対応状況

令和3年4月に公表された「令和元年度の包括外部監査に対する措置状況」に記載されているとおり、全国学力・学習状況調査は毎年4月に小学校6年生を対象に実施されるため、小学校3年生向けに実施している当該事業の場合、全国学力・学習状況調査の結果では、直接的な効果が検証できない（効果の検証が3年後になってしまう）。

このような事情もあり、市では沖縄県が毎年全学年を対象に、2月頃に実施している沖縄県学力到達度調査の結果を成果指標として採用しているとのことであった。

以上を踏まえると、市の意見ももっともであり、現状の成果指標に一定の合理性認められる。

なお、全国学力調査の推移（那覇市児童の対全国平均成績）は以下のとおりであり、本事業を開始した平成24年度に小学校3年生であった児童が6年生になった際の調査結果（平成27年度）以降は、全国平均を上回っており、本事業の成果が間接的に認められる結果となった。

全国学力・学習状況調査結果 小学校6年生の全国との差を％で表示（マイナスは全国平均を下回り、プラスは全国平均を上回っていることを示す）

	算数 A	算数 B
平成 24 年	－5.5	－3.1
平成 25 年	－3.5	－0.6
平成 26 年	＋4.3	＋3.4
平成 27 年	＋5.0	＋4.6
平成 28 年	＋4.3	＋3.4
平成 29 年	＋3.4	＋4.1
平成 30 年	＋4.5	＋4.5
令和元年	＋3.4	
令和 2 年	未実施	

25. 子供の貧困緊急対策事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

福祉部 保護管理課

(2) 事業の目的

貧困状態にある児童や将来的に貧困に陥る可能性がある児童の掘り起こしと自立に向けた支援を行う。

(3) 事業の内容

本事業は、下記8つの事業を内容とする。

A 子供の貧困対策支援員配置事業

A-1 (貧困対策支援員配置事業)

- ・ 保護管理課においては、保護世帯の子ども達について調査したところ高校進学率の低さや家庭環境による養育の懸念、不登校の状況などの課題が分かったことから、これらの解決のために支援員8名を配置し、担当ケースワーカーや関係機関と連携・協力することにより、学習支援・居場所事業など必要な支援へとつなぐ。
- ・ 教育相談課においては、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う「子ども寄添支援員」を市内の小中学校（53校）に18名配置し、貧困世帯を対象に、小学校や中学校からの依頼に基づき、不登校や登校渋り等、課題のある児童生徒の状況確認を行い、家庭や学校、関係機関と連携して必要な支援を行っている。

A-2 (支援員養成研修市町村事業)

- ・ 保護管理課では、上記支援員の研修業務を沖縄大学に委託している。研修内容は、事例検討による専門家からのスーパーバイズを中心に実施し、座学により貧困や子どもの支援に関する知識を深めている。
- ・ 教育相談課においても、上記研修により、「子ども寄添支援員」に対する研修を行っている。

※ なお、A-2の研修は、下記Dの研修と同時開催していることから、事業費はA-2及びDで按分している。

B 子供の居場所の運営支援事業

保護管理課においては、下記B-1、B-2を行っている。

B-1

生活困窮世帯（生活保護・準要保護世帯）の中学生を対象に、居場所型学習支援教室（い

わゆる無料塾）を市内３か所設置している。

B－２

公共的施設を利用した子どもの居場所を提供している公共施設管理団体等（２団体）や、より身近な場所で地域の市民が主体となって居場所を提供するボランティア団体（１４団体。子ども食堂や学習支援等を行う。）の活動を支援するための運営補助を行う。

また、教育相談課においては、下記Ｂ－３を行っている。

B－３

不登校により学校での支援を十分に受けることができていない貧困家庭の児童生徒を対象に、日中の教育的居場所として、自立支援教室「むぎほ学級」を設置し、学習支援、調理、創作、スポーツ等の様々な体験活動を行わせ、学校や社会への適応促進を図る事業を実施している。この、むぎほ学級事業は、本事業（子供の貧困対策事業）の細目事業ではあるものの、学校教育部教育相談課が実施し予算要求を行っていることから、本書「27. 自立支援教室（むぎほ学級）事業」において、監査結果を記載し、本報告内では必要に応じ参照する程度にとどめる。

C 拠点型子供の居場所の運営支援事業

不登校や引きこもり、または家庭や生活状況に課題のある子どもへ、より手厚い支援を行うため、下記２つの事業を行う。

C－１ 子どもの包括的自立促進支援事業（k u k u l u）

不登校等引きこもりや非行系の子ども達（概ね１０歳～１８歳）への居場所として「k u k u l u」を設置し、登校復帰や将来の自立に向けた支援を行う。

C－２ 那覇市母子生活支援センターさくら（夜の子どもの居場所）

生活困窮下における、DV、虐待、借金等、親の都合で複合的な問題を抱える子どもたちに対し、「安心、安全、自分らしくいられる場」を提供する。

D 居場所職員養成研修市町村事業

上記Ｃ事業により委託事業者が雇用する職員（以下「居場所職員」という。）は、福祉や教育の免許・資格を所持しているが、ほとんどは２０代から３０代前半の経験年数が少ない若い職員が中心である。上記Ｃ事業では、課題ある子ども達を取り巻く現状などを知り、支援を行うための知識や技術が必要であることから、居場所職員に対する研修を実施する。

E 地域の連携協議会運営事業

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める基本理念に則り、庁内関係課、地域の支援団体、企業と会議を行うことにより、連携し子どもの視点に立った環境づくりを行う。

地域の連携協議会運営事業は、本事業（子供の貧困対策事業）の細目事業ではあるものの、

こどもみらい部こども政策課が実施し予算要求を行っていることから、本書「28. こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業」において、監査結果を記載する。

F 居場所の連絡会運営事業

子どもの貧困対策として子ども食堂や学習支援等の活動を実施しているボランティア団体、自治会、NPOなどの支援団体等に対するサポートを行う、サポートセンター（「子どもと地域をつなぐサポートセンター 糸」）を設置し、人的支援や物的支援を行うとともに、支援団体等の実情を把握し、団体が抱えている課題を抽出してその解決を図るためのコーディネートを行う。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 12 子どもの貧困対策をすすめ子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

沖縄県子どもの貧困対策推進計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

A 子供の貧困対策支援員配置事業

A-1

市が支援員を会計年度任用職員として雇用し、自主実地している。

A-2

市が研修事業を学校法人沖縄大学に委託することにより実施している。

B 子供の居場所の運営支援事業

B-1

居場所型学習支援教室（市内 3 か所）については、市が同教室の運営事業を事業者に委託し実施している。

B－2

居場所提供に関しては、市が公共施設管理団体等（2団体）ボランティア団体（14団体）に、居場所提供の運営費を補助することで実施している。（なお、公共的施設管理団体（2団体）のうち一つは、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会である。）

B－3

本書「27. 自立支援教室（むぎほ学級）事業」の監査結果に記載のとおりである。

C 拠点型子供の居場所の運営支援事業

C－1

市が、「子どもの包括的自立促進支援事業（k u k u l u）」の事業運営を事業者に委託することにより実施している。

C－2

市が、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会に、「那覇市母子生活支援センターさくら」の運営費を補助することで実施している。

D 居場所職員養成研修市町村事業

市が研修事業を学校法人沖縄大学に委託することにより実施している。

E 地域の連携協議会運営事業

本書「28. こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業」の監査結果に記載のとおりである。

F 居場所の連絡会運営事業

市が那覇市社会福祉協議会にサポートセンター設置運営業務を委託することにより実施している。

A～Fとも、主な財源は国庫支出金及び一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

（1）予算額及び執行額

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	（参考） 令和3年度
予算額	146,966	150,864	159,240
国庫支出金	136,718	140,465	147,999
県支出金	—	—	—

うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	8,374	7,199	7,307
その他	1,874	3,200	3,934
予算執行額	145,001	141,262	—
予算執行率	98.6%	93.6%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	18,138	支援員基本報酬、時間外勤務手当
職員手当等	2,916	支援員期末手当
共済費	3,290	支援員雇用保険料、社会保険料
旅費	990	支援員通勤手当
需用費	57	消耗品
役務費	198	携帯電話使用料、OKICA
委託料	88,909	委託事業
使用料及び賃借料	401	支援員用事務机、タクシー
負担金、補助金及び 交付金	26,366	補助金

(3) 令和2年度の事業細目別予算額

(単位：千円)

事業細目	予算額	予算執行額
A. 子供の貧困対策支援員配置事業	28,160	26,294
B. 子供の居場所の運営支援事業	75,761	69,104
C. 拠点型子供の居場所の運営支援事業	38,181	37,336
D. 居場所職員養成研修市町村事業	(Aに含まれる)	(Aに含まれる)
E. 地域の連携協議会運営事業 ※こどもみらい部こども政策課にて実施	—	—
F. 居場所の連絡会運営事業	8,762	8,528
合計 (A+B+C+F)	150,864	141,262

※ A-2及びDで実施されている研修事業は共同で実施していることから、研修事業に係る費用（予算額450千円、予算執行額308千円）は、Aに含めて記載している。

なお、研修費用をA-2とDに按分すると以下のとおりになる。

	予算額	予算執行額
A－2	225	154
D	225	154
計	450	308

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
ア 支援員の配置数（関連する事業：A－1）	13 人	13 人
イ 児童の掘り起こし数（関連する事業：A－1、B－1、C）	生活保護世帯の 小中高学生 500 人	518 人
ウ 支援員研修継続（関連する事業：A－1、D）	支援員研修継続	11 回開催
エ 居場所の運営支援（補助事業団体）数（関連する事業：B－2）	18 箇所	16 箇所
オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続（関連する事業：F）	継続（1 箇所）	継続
カ「居場所型学習支援事業」に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等学校等進学率（関連する事業：B－1）	94.0%以上	95.0%
キ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（関連する事業：A－1、B－1、C）	90.0%以上	95.3%
ク 高校中退が懸念される生徒に対する支援（関連する事業：A－1、C）	3 ヶ月に 1 回以上の訪問や電話等による実態把握	継続
ケ 地域で子ども達が安心して過ごす事ができ、気になる子ども達の見守り等ができる子どもの居場所数（関連する事業：B－2、F）	27 ヶ所以上	41 ヶ所

※ 令和 2 年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに記載された成果指標が上記のア～オであり、担当課へのヒアリングにより確認した成果指標が上記カ～ケである。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

本事業の令和2年度における成果指標は、上記8.に記載のア～ケとなるが、このうち、ア、ウ、オは、単なる活動指標として位置づけられるべき内容であるが、これを踏まえ細事業毎に成果指標について記載する。

A 子供の貧困対策支援員配置事業

A-1

成果指標を「イ 児童の掘り起こし数」「キ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」「ク 高校中退が懸念される生徒に対する支援」としているが、不適切とはいえない。もっとも、イについては、単純な支援数のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたといえることが必要であるから、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。（この点、「27.自立支援教室（むぎほ学級）事業」においても同趣旨の意見を付している。）

A-2

下記Dと同時開催であることから、成果指標に関する意見も下記D記載のとおりである。

B 子供の居場所の運営支援事業

B-1

成果指標を、「イ 児童の掘り起こし数」「カ 居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等学校等進学率」「キ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」としており、事業の目的に照らして一定の合理性が認められる。

ただし、「カ 居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等学校等進学率」については、事業の効果を直接測定するためには、「居場所型支援事業に通塾する子どもの高校学校等進学率」を成果指標とすべきである。

また、「イ 児童の掘り起こし数」については、前述のとおり、単純な支援数のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたといえることが必要であるから、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。

B-2

成果指標は、「エ 補助団体数」「ケ 地域で子ども達が安心して過ごす事ができ、気になる子ども達の見守り等ができる子どもの居場所数」である。補助団体及び居場所数が増えれば本事業目的達成のために役立つことから、成果指標を上記としても不適切と

はいえない。もっとも、当該事業が「子どもの居場所づくり」にどれだけ役立ったか、効果を図るためには、補助団体数や居場所数だけでなく、補助団体先が支援した児童人数についても成果指標とすべきである。さらに、児童人数に加え、B－2についても、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標とすべきである。

B－3

「27. 自立支援教室（むぎほ学級）事業」の監査結果に記載のとおりである。

C 拠点型子供の居場所の運営支援事業

成果指標は、「イ 児童の掘り起こし数」「キ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「ク 高校中退が懸念される生徒に対する支援」であるところ、これらの成果指標は不適切とはいえない。もっとも、これらに加え、上記と同じく、支援児童やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率も成果指標とすべきである。

D 居場所職員養成研修市町村事業

成果指標を「ウ 支援員研修継続」としているが、ウは単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえない。本事業は、支援員のスキル習得を目的とするものであるから、研修後、支援員に対し、研修内容の習得度を測るテスト等を実施し、テストの正答率等を成果指標とすることを検討すべきである。

E 地域の連携協議会運営事業

本書「28. こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業」の監査結果に記載のとおりである。

F 居場所の連絡会運営事業

成果指標を「オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続」及び「ケ 地域で子ども達が安心して過ごす事ができ、気になる子ども達の見守り等ができる子どもの居場所数」としている。オは単なる活動指標であり、成果指標としては妥当とはいえないが、ケの成果指標は本事業の効果を測る指標として適切である。これに加え、センター利用者の満足度を測るアンケートを実施し、センター利用者が満足した割合を成果指標とすべきである。

次に、本事業の中長期の成果目標については、担当課によると、定量的な目標数値はないが、次のように定性的な目標を掲げているとのことである。

- ・ 本人の希望する進路へ進むことができるよう、子どもたち個々の状況・要望に応じた支援を包括的・継続的に実施することで、高校中退率の改善も図ることができる。」「支援

対象である子どもたちとの長期的・継続的な支援関係を築くとともに、将来の進路を見据えた支援（キャリア教育等）への繋ぎも行う。

- ・ 子どもの居場所の空白地域をなくすため、社会資源の掘起こしや地域とのネットワーク構築等、居場所支援を継続して行うとともに、民間企業や団体との連携にも積極的に取り組む。

これらの中期的定性的な成果目標は妥当である。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和２年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに記載された効果検証においては、８．のア～オの成果指標について効果が上がったという内容であった。

効果検証内容は不適切とまでは言えないが、今後は、前記（１）のとおり、成果指標を再検討した上で、事業の成果を測定されたい。

② 改善（A）

前記①のと通りの成果指標を意識した上、改善提案を行うべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する委託料については事業者の見積りに基づき適切に算定されていた。

補助金の積算額については「ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金交付要綱」「公共施設管理団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

また、会計年度任用職員の人件費については、「専門事務Ⅰ（子ども自立支援員）」パートタイム会計年度任用職員就労要綱（保護管理課）」「（主任子ども自立支援員）パートタイム会計年度任用職員就労要綱（保護管理課）」「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例」「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和２年度の本事業の執行率は、貧困対策事業（Ａ～Ｆのうち、保護管理課で実施する事業のみ）が、93.6%であり、執行残の理由は、人件費、補助金、委託料の給付残である。

(4) 補助金① (B-2 子供の居場所の運営支援事業に関する補助金)

① 交付目的

前記1 (3) B記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続

補助金の申請、決定、交付一連に係る手続に問題はみられなかった。

③ 補助金の交付時期

適切に交付がなされていた。

④ 事業実施後の実績報告

適切に報告がなされていた。

⑤ 効果測定

前記9 (1) に記載したとおりである。

(5) 補助金② (公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会に対する補助金)

① 交付目的

前記1 (3) B-2、C-2記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続

補助金の申請、決定、交付一連に係る手続に問題はみられなかった。

③ 補助金の交付時期

適切に交付がなされていた。

④ 事業実施後の実績報告

適切に報告がなされていた。

⑤ 効果測定

前記9 (1) に記載したとおりである。

（６）委託契約①（Ｂ－１ 居場所型学習支援教室）

① 委託先選定方法

令和２年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とした理由は、本事業の居場所型学習教室は、通常の学習塾（教室）と前提が異なり、様々な課題・問題を抱えている児童・家庭がほとんどのため、単なる学習教室ではなく落ち着ける居場所としての機能や一人ひとりの見守りや個々の学習レベルに応じた学習支援などの機能などが求められ、また、生活保護世帯及び生活困窮世帯の特殊事情を理解し、必要に応じて子ども・児童自立支援員等と連携を図るなど総合的かつ専門的な企画力や知識・遂行力が要求されること、さらに、子ども達の支援については、継続的な支援が必要であることから（毎年事業者が変わることは、ようやく児童たちと築いた信頼関係や落ち着ける居場所づくり等をゼロからやり直すことになり、精神的に不安定で感情的になりやすくデリケートな時期である児童への負担が大きい）、契約の性質・目的が競争入札に適さない、というものであり、随意契約とする合理性が認められる。

なお、プロポーザルによる一般公募は、複数年に一度の頻度（平成３０年３月、令和３年３月）で実施されており、随意契約で委託先を選定する期間があまりにも長期化してしまうという懸念も無い。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

＜意見②＞一般管理費算定額について合理的な根拠が無い

本事業の委託料に係る積算・見積資料を査閲したところ、見積合計額 50,959 千円（税抜き）のうち、一般管理費が 4,631 千円計上されていた。計算方法は、直接事業費 46,327 千円に 10%を乗じて算定している。担当課によれば、「委託費のうち、一般管理費の取り扱いについては、担当課において定めている根拠規定は無いが、他省庁などが発行する資料を参考にしている」とのことであり、本事業においては沖縄県総務部財政課が作成した委託業務事務処理マニュアルを参考として、一般管理費の係数を 10%としていた。

委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められるが、現状のように市における一般管理費のルールが存在せず、県や他省庁のマニュアルを参考にするという対応では、一般管理費の算定根拠として十分ではない。

そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。
--

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます（※下線は監査人による。）

なお、経産省マニュアルにおいても一般管理費率の目安として 10%を用いているが、単に 10%と定めるだけでなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づく数値であり、一定の客観性・合理性があることから市においても検討に値する。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

③ 委託先との契約

問題は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

問題は発見されなかった。

（7）委託契約②（C-1 拠点型子供の居場所の運営支援事業）

① 委託先選定方法

令和 2 年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とした理由は、本事業が、貧困に起因して問題が複雑・多様化し様々な要因で引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯の子ども達を対象とするものであり、事業者継続性が求められることから（毎年事業者が変わることは、ようやく児童たちと築いた信頼関係や落ち着ける居場所づくり等をゼロからやり直すことになり、精神的に不安定で感情的になりやすくデリケートな時期である児童への負担が大きい）、前年度以前にプロポーザルによる一般公募を経て選定された事業者引き続き事業を委託する必要があるというものであり、随意契約とする合理性が認められる。

なお、本事業においても、プロポーザルによる一般公募は、複数年に一度の頻度（平成 28 年 6 月、平成 31 年 3 月、令和 3 年 3 月）で実施されており、随意契約で委託先を選定する期間があまりにも長期化してしまうという懸念も無い。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

問題は発見されなかった。

③ 委託先との契約

問題は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

問題は発見されなかった。

(8) 委託契約③

(A-2 支援員養成研修市町村事業、D 居場所職員養成研修市町村事業)

① 委託先選定方法

令和2年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とする理由は、当該事業を効果的に実施するには、子どもの貧困の現状や支援員として必要な勅使や実務等の技能を取得するための専門的かつ教育のノウハウが必要であることから、市内で唯一福祉文化学科にて福祉に携わる人材を専門的に育成しており、「那覇市と学校法人沖縄大学との包括連携協力に関する協定書」を交わしている沖縄大学と随意契約を締結するというものであり、合理性が認められる。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

事業者の見積により、適切に算定されている。

③ 委託先との契約

問題は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

問題は発見されなかった。

(9) 委託契約④（F 居場所の連絡会運営事業）

① 委託先選定方法

令和2年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とする理由は、本事業の委託先は、子どもの貧困問題に対する基本的な理解に加え、自治会やNPO等の地域の市民活動団体等とネットワークを有して、個々の支援団体の課題に適した支援を実施できる総合的かつ専門的な企画力や知識・遂行力が要求されること、及び関係機関との信頼関係を築くためには一定期間の継続性が求められることから、平成28年9月にプロポーザルによる一般公募を経て選定された事業者に引き続き事業を委託

するというものであり、合理性が認められる。

<意見③> 随意契約期間が長期に渡ることを防ぐ仕組み

ただし、上記理由による随意契約があまりにも長期化してしまうと、「委託先の緊張感低下による事業の質の低下」や「他の優良な事業者への委託機会の喪失」といったデメリットが生じる可能性があるため、数年に1度の頻度でプロポーザルによる一般公募により委託先を選定されたい。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

前記<意見②>一般管理費算定額について合理的な根拠が無い

本事業の委託料についても、委託料に係る積算・見積資料を査閲したところ、見積合計額7,965千円（税抜き）のうち、一般管理費が724千円計上されていた。計算方法は、直接事業費7,241千円に10%を乗じて算定している。前記<意見②>に記載したとおり、一般管理費について、新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

③ 委託先との契約

問題は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

問題は発見されなかった。

<意見④>

（10） 支援員のノウハウを最大限活用する仕組み

本事業のうち、Aについて、自立支援員は会計年度職員として採用されている。本事業の細目事業として、Dにより自立支援員に対する研修が行われているものの、自立支援員は、不登校の児童生徒支援に特化したスキルをもった者であって、これは経験により培われるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができる仕組みが必要である。現在は事実上、同じ支援員を長く（最長9年）雇用できているが、制度上も、同じ支援員を長く雇用する仕組みが必要である。（この点、「27. 自立支援教室（むぎほ学級）事業」においても同趣旨の意見を付している。）

26. 子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

学校教育部 教育相談課

(2) 事業の目的

貧困状態が子どもの生活と成長に与える課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける支援員を配置し、子どもの貧困対策に取り組む。

(3) 事業の内容

子ども寄添支援コーディネータ(1人)と市内17中学校区に子ども寄添支援員(SSW)を配置し、貧困家庭にある児童生徒の実態把握を行い、家庭や学校、関係機関と連携して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることで、課題の緩和を図る。

具体的には、学校からの情報提供をもとに、気になる児童生徒の家庭等を訪問し、以下の支援やつなぎを行う。

- ① 居場所へのつなぎ 自立支援教室・学習支援教室・児童デイ
- ② 医療機関へのつなぎ 専門病院へのつなぎ 検診案内
- ③ 経済支援 児童手当 児童扶養手当 就学援助
- ④ 生活支援 公的サービスの手続支援(国保、医療制度)
- ⑤ 就労支援 パーソナルサポートセンターやハローワーク
- ⑥ 虐待対応 児童相談所や子育て支援室と連携

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策22 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

特になし。

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

国庫補助金である「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金」を財源として実施する補助事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	61,813	67,373	73,995
国庫支出金	55,480	60,408	66,491
県支出金	－	－	－
うち、ソフト交付金	－	－	－
一般財源	5,833	4,815	7,504
その他	500	2,150	－
予算執行額	57,488	62,938	－
予算執行率	93.0%	93.4%	－

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	39,561	会計年度任用職員基本報酬
職員手当等	6,564	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,338	社会保険料
報償費	76	SSW 関係職員研修講師報償
旅費	425	会計年度任用職員費用弁償
需用費	666	光熱水費、消耗品費
役務費	729	通信運搬費
委託料	330	寄添支援員執務室機械警備委託
使用料及び賃借料	7,245	寄添支援員執務室賃借

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
支援人数	380 人	※441 人

※441 人の内訳は中学生 146 人、小学生 295 人である。なお、上記 1. (3) 事業内容の各支援は、児童生徒の家族を対象とすることもあり、その支援人数は 119 人である。総支援人数は 560 人に上る。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標（上記 8. 参照）である「支援人数」の目標値は、年間 380 人＝支援員 17 人×児童生徒約 22 人として設定しており、支援員のマンパワーで、きめ細かに対応可能な妥当な水準と考えられる。

<意見①>満足度の測定方法について

なお、現場レベルでは今後の成果指標の一つとして「満足度」を取り入れることも検討されており良い取組みだと考えられる。必ずしも数値といった定量的な指標にこだわる必要は無い。「満足度」を測るには事後的なアンケートを実施するなど事務的負担が生じるため、例えば、支援した児童生徒の変化を記録・データベース化することが考えられる。つまり、児童生徒の心や態度の変化の推移をみることであれば定性的な情報でも成果指標として機能する。また、児童生徒の変化に支援内容の情報も併せてデータベース化できれば、支援業務のノウハウとしても活用できると考えられる。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

那覇市教育委員会では、「第 2 次那覇市教育振興基本計画」に掲げる具体的施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に、具体的な組織目標を定め、PDCA サイクル（計画、実施、評価、改善の一連のサイクル）により継続的かつ効果的に業務管理する仕組みとして「那覇市教育行政マネジメントシステム」を構築している。そして、同システムに基づき、各年度において指定された事務事業の進捗管理を行っている。

本事業でも「令和 2 年度 学校教育部長マネジメント一覧表」（以下、マネジメントと言う。）の中で令和 3 年 1 月末時点での実績に基づき、達成状況及び今後の課題について言及している。事業の効果を高めるための施策として下記② 改善 (A) を参照されたい。

② 改善 (A)

本事業のマネジメントでは今後の課題として「コロナ禍で貧困世帯の増が見込まれる中、支援に向けての新制度の設立や改正等にもアンテナを張り、必要な知識や技能の確保に努め、資質向上に向けた研修等を継続的に実施する。」(下線は監査人による)とされている。

本事業の良しあしは支援員の属人的能力によるところが大きいと思われるため、この課題認識は妥当である。事業の効果をさらに高め、かつ属人的なノウハウを持続して活用するために以下の点を改善されたい。

<意見②>支援員のノウハウ活用方法

現状、各支援員がサポートした児童生徒について個別の対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状がわかる資料は体系的に整備されていない。支援員は会計年度任用職員であるため日々の業務で培われたノウハウは離職により失われてしまう。

そこで、スマートフォンの音声入力機能などを活用して記録の手間を極力省力化したうえで、対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状をデータベース化し、ノウハウとして蓄積・共有される仕組みを構築することを検討されたい。具体的には、大阪府箕面市の「子ども成長見守りシステム」のようなシステムを導入することが考えられる。

なお、現状においても支援員は、支援員間のもとより関係者等と都度、情報を共有し、優先順位を付けて対応している。加えて ICT によるノウハウの蓄積・共有の仕組みを構築することで高い水準のサービス維持に寄与すると考えられる。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算額については「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

実績報告書を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった

27. 自立支援教室（むぎほ学級）事業

1. 事業の概要

（1）担当部課

学校教育部 教育相談課

（2）事業の目的

貧困家庭（準要保護世帯等）の不登校の児童生徒で、学校外の支援を必要とする子ども達に対し居場所を確保するため、自立支援教室（むぎほ学級）を設置し、将来の社会的自立に向けた支援を行うことを目的とする。

（3）事業の内容

那覇市が、むぎほ学級支援員5人を配置し、貧困家庭で不登校の児童生徒へ向け、学習支援や様々な体験活動（調理実習、創作活動、栽培活動、奉仕活動等）を行わせる。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 22 支援が必要な子どもや保育者に必要な支援が届くまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

第2次那覇市教育振興基本計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、那覇市が、むぎほ学級支援員として、会計年度任用職員を採用することにより自主実施している。財源は、沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金（国庫補助）である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	16,846	18,327	19,362
国庫支出金	15,089	16,420	17,361
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	1,757	1,907	2,001
その他	—	—	—
予算執行額	15,246	16,582	—
予算執行率	90.5%	90.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	9,411	むぎほ学級支援員の人件費
職員手当等	1,518	同上
共済費	1,746	雇用保険料、社会保険料
報償費	19	職場体験学習等謝礼金
旅費	168	むぎほ学級支援員の交通費
需用費	406	消耗品費、燃料費、光熱費等
役務費	130	携帯電話料金、火災保険料等
使用料及び賃借料	3,183	むぎほ第1教室賃借料、パソコンリース費用等

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
年間支援者数	30 人	36 人

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標は8. に記載のとおり、「年間支援者数」となっている。本事業の目的は、貧困家庭（準要保護世帯等）の不登校の児童生徒に対し、将来の社会的自立に向けた支

援を行うことであるところ、「年間支援者数」という成果指標は事業の成果を測るものとして不適切とはいえない。

もっとも、本事業の令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルの検証内容によると、単純に年間支援者数が増えたことを事業の効果としているわけではなく、支援を受けた不登校の児童生徒が、支援を通して「ポジティブな変化」があったことを事業の効果としており、それ自体は妥当である。もっとも、効果を客観的に計るためには何らかの数値設定を行うべきであるところ、支援を受ける生徒やその保護者からのアンケートによる「ポジティブな変化」の増加率を成果指標に加えるべきである。

本事業の中長期の成果目標については、定量的な目標数値はなく、総合計画では「こどもに寄り添う支援員の配置やこどもの居場所づくりなど学校や地域団体、関係機関が連携した支援を継続するとともに、協働による事業のさらなる拡充に取り組む」と記載されている。また、第2次那覇市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）での成果目標数値についても、具体的な数値はなく「子どもの貧困対策の推進」を掲げ、経済的に困窮している世帯への支援として、制度の周知を図り、支援を必要とする世帯へ制度の周知を図り、市長部局や関係機関等との連携し貧困対策を推進することを具体的な施策としている。

（２）PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルにおいて検証されているところ、効果検証の結論については、「年間36人の不登校等の児童生徒に対し支援を実施。むぎほ学級での様々な体験を通し、達成する喜びを体感することで、自信を持って取り組む等の変化が現れている」と記載されている。

上記効果検証自体は不適切ではないが、上記9.（1）のとおり、「ポジティブな変化」があった不登校等の児童生徒の割合を把握しその増加率を成果とする方が、より事業目的にそった効果検証を行うことができる。

② 改善（A）

令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランによると、「今後の展開方針等」には、「年間30人支援」と記載されている。意図としては、従前どおり支援を継続するということであるが、これまで述べたとおり、「ポジティブな変化」があった不登校等の児童生徒の割合を成果指標として上で事業を実施し、「ポジティブな変化」が無かった児童生徒についてはその原因分析を行った上で改善検討を行うことにより、より良い事業展開が可能となるであろう。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、人件費については、「一般事務Ⅲ（むぎほ学級支援員）パートタイム会計年度任用職員就労要綱」「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例等」「講師謝礼支払基準」に基づき適切に算定され、またその他の旅費、需用費、薬務費、使用料及び賃借料も過年度実績及び業者見積書に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算 18,327 千円であったのに対し、予算執行額は 16,582 千円となり、1,745 千円が執行残となっている。執行残の理由は、人件費及び交通費の不用である。

（４） その他

<意見②>豊富なノウハウを有する職員を継続雇用する仕組みの構築

むぎほ学級支援員は不登校の児童生徒支援に特化したスキルをもった者である必要があるところ、これは経験により培われるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができる仕組みが必要である。現在は、支援員を会計年度任用職員として採用しているところ、事実上、同じ者を長く採用できているが（最長５年）、制度上も同じ者を長く雇用する仕組みが必要である。

28. こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部　こども政策課

(2) 事業の目的

子どもの貧困対策について、庁内関係課、支援員、地域で子どもの支援をしている民間団体、企業等が集まり、情報共有・意見交換等を行うことで事業の効果的な推進を図る。

(3) 事業の内容

本市で実施している子どもの貧困対策事業について、関係 24 課長で構成する庁内推進会議において情報共有・協議を行う。また、民間団体・企業・市で構成する市民会議において、情報を共有し、連携・協力して子どもの貧困対策を推進する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1　子育てが楽しくなるまち「なは」　2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 22　支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画、第3次那覇市教育振興基本計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業の財源は、国庫支出金、県支出金、一般財源であり、市が直接事業を実施している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	2,535	2,690	3,146
国庫支出金	239	45	60
県支出金	1,700	1,978	2,309
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	596	667	777
その他	—	—	—
予算執行額	2,149	2,528	—
予算執行率	84.8%	94.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	1,869	会計年度任用職員報酬（1名）
職員手当等	303	会計年度任用職員期末手当
共済費	347	会計年度任用職員社会保険料等
需用費	5	
使用料	2	
計	2,528	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

那覇市こどものみらい応援プロジェクト庁内推進会議の開催
 市民会議の開催
 市民会議主催のパネル展の開催サポート
 内閣府事業・県交付金事業を各課に案内

(成果指標)

設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の内容

当該事業は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」の定める理念にのっとり、那覇市における子どもの貧困対策を推進するために設置された会議運営する事業である（「那覇市こどものみらい応援プロジェクト庁内推進会議設置要綱（平成 28 年 2 月施行）」より一部抜粋）。当該事業を那覇市が実施することに関し、特段指摘すべき事項はない。

(2) 活動指標

新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度の庁内会議は 1 回のみの開催（書面会議）、市民会議は中止となったが、やむを得ない。市民会議によるパネル展は 3 回開催された。特段指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標、PDCA サイクル

<意見①>成果指標が設定されていない

上記 8. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正に伴い、市町村においても「子どもの貧困対策計画」の作成が努力義務化されたことから、現在当該計画の策定、成果指標の設定及び PDCA サイクルの確立に取り組んでいるようであり、期待したい。

<意見②>PDCA の理解に改善の余地がある

そもそも PDCA による効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えば PDCA サイクルの理解が深まるような職員向け研修の開催等を検討されたい。

<意見③>子どもの貧困問題を根本的に解消するための施策

子どもの貧困対策としては、本事業以外に様々な事業が行われており、その中には貧困家庭等に補助金を給付する事業も存在する。子どもの貧困対策に関する補助事業は、内閣府事業から毎年度約 2 億円、県交付金事業から年度 7 千万円前後の予算を確保して実施されている。

ここで、補助事業一覧を閲覧したが、今現在貧困で困窮している子ども向けの対処療法的事業が多く、問題の根本的な要因である家庭の貧困をなくすといったことにまで踏み込んだ事業は多くない。例えば、おなかのすいた目の前の子どもに食料を与えるのみで、魚の

捕り方を教えることはしていない。

家庭の貧困問題は簡単には解消困難な課題であるが、対処療法的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもに対する教育機会や就業機会を十分に提供する事業や、市民の所得を増加させるために産業を活性化する事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな視点での事業の実施も検討されたい。

(4) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は会計年度任用職員の人件費であり（交付金の取りまとめ、会議資料の作成等）、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が2,690千円であったのに対し、予算執行額は2,528千円で執行率は94%であった。理由は、新型コロナウイルスの影響により本年度の会議の開催が出来なかったため、会議謝金の支払いが不用となったためであり、特段指摘すべき事項はない。

29. プロ野球等キャンプ支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

プロ野球の春季キャンプ及び公式戦を誘致することにより、観光誘客を図る。

(3) 事業の内容

事業の内容は以下の通り。

- ・春季キャンプのための陸上競技場や補助競技場等のキャンプ仕様への整備
- ・プロ野球公式戦の誘致活動
- ・東京ドームでの「沖縄・那覇デー」の開催

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性2 希望と活力あふれ暮らし働けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成22年度からの継続事業（読売巨人軍が沖縄でキャンプ開始した年度より）

6. 事業の実施形態

財源は一括交付金を利用し、事業の一部を外部委託している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	86,020	71,059	75,768
国庫支出金	—	—	—
県支出金	34,047	30,570	59,327
うちソフト交付金	34,047	30,570	59,327
一般財源	51,973	33,589	13,163
その他	—	6,900	3,278
予算執行額	73,303	59,274	—
予算執行率	85.2%	83.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	55,386	キャンプ警備業務 17 百万円、屋外ブルペン及びグラウンド整備業務 15 百万円、大型テント設置・撤去業務 11 百万円、芝生養生管理業務 10 百万円
役務費	1,100	東京ドームへの広告協賛代（なはの日イベント）
報酬	706	会計年度任用職員報酬
需用費	647	
その他	1,434	
計	59,274	

8. 事業の活動・成果指標

(活動指標)

- ・ 巨人主催試合を「那覇の日」協賛試合とし「キャンプ地那覇」を PR 活動しキャンプ誘客を図る
- ・ 屋外ブルペン用大型テントを設置（雨天時用）
- ・ 屋外ブルペン及びグラウンド等を整備
- ・ 奥武山野球場内に選手食堂を整備
- ・ 陸上競技場や補助競技場等のキャンプ仕様への整備
- ・ 来場者と選手の安全確保を実施

- ・ 公式戦開催に向け主催者の事業費を支援

(成果指標)

指標	目標値	実績値
読売巨人軍那覇キャンプ延べ見学者数	118,000 人	無観客開催
プロ野球公式戦 1 試合入場者数	13,500 人	公式戦中止

9. 監査結果及び意見

(1) 事業内容

「30. プロ野球キャンプにぎわい創出事業」との違いは、本事業は球団がキャンプ地に対し提示してきた条件をクリアするために実施する事業である。そのため、年間を通じて実施される誘致活動となっている。

他方、「30. プロ野球キャンプにぎわい創出事業」は、キャンプ期間中に訪れるファンや観光客のための事業である点が異なる。それぞれ事業の目的が異なっており、特段指摘すべき事項はない。

(2) 活動指標

新型コロナウイルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となったものの、キャンプ自体は開催されたことから事業は実施された。但し公式戦中止のため、公式戦開催にかかる事業補助は実施されなかった。特段指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標

新型コロナウイルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となった。そのため、成果指標としてはいずれも未達となったが、やむを得ない。

成果指標の設定は見学者数、入場者数となっており、問題となる点は発見されなかった。

なお、りゅうぎん総研が公表している「沖縄県内における 2021 年プロ野球キャンプの経済効果」によると、2021 年における沖縄県内におけるプロ野球キャンプの経済効果は、新型コロナウイルスの影響により 23 億円（2020 年は 121 億円）と大きく落ち込んだ。

(4) PDCA サイクル

① 改善 (A)

今回は新型コロナウイルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となるなど、急なキャンプ変更を余儀なくされた。これを踏まえ、今後は急なキャンプ内容の変更にも対応できる十分な

体制で取り組んでいくことになった。特段指摘すべき事項は無い。

（５） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は委託料であった。委託契約の検討は（６）委託契約を参照のこと。

② 予算の執行

令和２年度の予算が 71 百万円であったのに対し、予算執行額は 59 百万円となり、執行率は 83%となった。執行残となった理由は、委託業務の入札において予定価格を下回る落札となったこと、また、無観客試合となったことから警備業務の一部が不用となったことが理由である。

（６） 委託契約

① 契約の概要

（プロ野球キャンプ警備業務）

1. 2021 読売巨人軍春季那覇キャンプ（S 班）警備業務
2. 2021 読売巨人軍春季那覇キャンプ（一軍本隊）警備業務

契約先	株式会社シミズオクト
契約方法（入札、随意契約）	1 者随意契約
契約期間	1. 令和３年２月５日～２月１４日 2. 令和３年２月１５日～２月２８日
委託開始時期（委託通算年数）	平成 24 年度（通算 9 年）
予定価格	1. 3,235,442 円 2. 8,449,137 円
落札率	100%
参加者数	1 者
予定価格積算方法	契約先からの見積書をもとに積算
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）

（屋外ブルペン及びグラウンド整備等業務）

契約先	有限会社西原農園
契約方法（入札、随意契約）	指名競争入札
契約期間	令和 2 年 12 月 15 日～令和 3 年 3 月 31 日

委託開始時期（委託通算年数）	平成 24 年度（通算 8 年） 平成 25 年度のみ別業者
予定価格	21,056,640 円
落札率	96.6%
参加者数	9 者（4 社は辞退）
予定価格積算方法	3 社からの見積書をもとに積算

（大型テント設置・撤去等業務）

契約先	砂辺松福テント株式会社
契約方法（入札、随意契約）	指名競争入札
契約期間	令和 2 年 11 月 26 日～令和 3 年 3 月 31 日
委託開始時期（委託通算年数）	平成 24 年度（通算 9 年）
予定価格	10,010,000 円
落札率	99.0%
参加者数	4 者（1 者は欠席）
予定価格積算方法	3 社からの見積書をもとに積算

（奥武山公園多目的広場及び陸上競技場整備業務）

契約先	株式会社桃原農園
契約方法（入札、随意契約）	指名競争入札
契約期間	令和 2 年 6 月 26 日～令和 3 年 2 月 28 日
委託開始時期（委託通算年数）	平成 24 年度（通算 7 年） 平成 24 年度、25 年度は別業者
予定価格	9,570,000 円
落札率	96.5%
参加者数	8 者（2 者は辞退）
予定価格積算方法	3 社からの見積書をもとに積算

② 業者選定方法の妥当性

（プロ野球キャンプ警備業務）

1 者随意契約で業者を選定している。これは、読売巨人軍が東京ドームでの警備業務を株式会社シミズオクトに委託しており、本市が実施する警備業務についても、同社に委託することで一貫した警備体制を構築できること、球団側からのさまざまな要望や天候等によるイレギュラーな状況にも対応できることから 1 者随意契約としており、特段指摘すべき事項はない。

(屋外ブルペン及びグラウンド整備等業務)

那覇市契約規則第 20 条において、「市長は指名競争入札に付すときは、別に定める指名基準により資格を有する者の中からなるべく 5 人以上指名するものとする」と定められているが、今回は 9 者を指名しており、特段指摘すべき事項はない。

(大型テント設置・撤去等業務)

那覇市契約規則第 20 条において、「市長は指名競争入札に付すときは、別に定める指名基準により資格を有する者の中からなるべく 5 人以上指名するものとする」と定められているが、条件を満たす業者が 4 社しかおらず、4 社すべてを指名業者としていることから、特段指摘すべき事項はない。

(奥武山公園多目的広場及び陸上競技場整備業務)

那覇市契約規則第 20 条において、「市長は指名競争入札に付すときは、別に定める指名基準により資格を有する者の中からなるべく 5 人以上指名するものとする」と定められているが、今回は 8 者を指名しており、特段指摘すべき事項はない。

③ 積算方法の妥当性

(屋外ブルペン及びグラウンド整備等業務)

3 社から見積書を入手し、一番金額の小さい見積書を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

(大型テント設置・撤去等業務)

3 社から見積書を入手し、一番金額の小さい見積書を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

(奥武山公園多目的広場及び陸上競技場整備業務)

3 社から見積書を入手し、一番金額の小さい見積書を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

(7) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

令和元年度の業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にはもれなく条項を盛り込むべきである。

2. 令和 2 年度における対応状況

令和 2 年度の業務委託契約書を閲覧したが、当該条項が定められていた。

30. プロ野球キャンプにぎわい創出事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

読売巨人軍の春季キャンプ来場者に安全で楽しく過ごせる環境を提供することで、来場者の増加及び満足度を向上させ、来場者のリピーター化を促し、観光誘客を図る。

(3) 事業の内容

事業の内容は以下の通り。

- ・春季キャンプの新聞等での周知
- ・歓迎フラッグ作成による歓迎ムードの醸成
- ・ステージでのイベント実施による賑わいの創出
- ・総合案内、マスコミ、警備等のブースの設置

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 2 希望と活力あふれ暮らし働けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成 24 年度からの継続事業（一括交付金制度に合わせてスタート）

6. 事業の実施形態

財源は一括交付金を利用し、事業の全部を外部委託している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	29,230	19,167	17,298
国庫支出金	—	—	—
県支出金	14,538	9,460	13,641
うちソフト交付金	14,538	9,460	13,641
一般財源	13,692	6,707	3,657
その他	1,000	3,000	—
予算執行額	20,908	8,804	—
予算執行率	71.5%	45.9%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	8,558	委託費
職員手当等	246	
計	8,804	

8. 事業の活動・成果指標

(活動指標)

- ・ キャンプ期間中ステージイベント等の実施
- ・ 案内施設等の設置・運営
- ・ 広報活動

(成果指標)

指標	目標値	実績値
読売巨人軍那覇キャンプ延べ見学者数	118,000 人	無観客開催

9. 監査結果及び意見

(1) 事業内容

「29. プロ野球等キャンプ支援事業」との違いは、「29. プロ野球等キャンプ支援事業」参照。

（２）活動指標

新型コロナウイルスの影響によりキャンプ期間中ステージイベント等は実施されなかった。案内施設等の設置・運営、広報活動は一部のみ実施された。特段指摘すべき事項はない。

（３）成果指標

新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となった。そのため、成果指標としては未達となったが、やむを得ない。

成果指標の設定は見学者数となっており、問題となる点は発見されなかった。

なお、りゅうぎん総研が公表している「沖縄県内における 2021 年プロ野球キャンプの経済効果」によると、2021 年における沖縄県内におけるプロ野球キャンプの経済効果は新型コロナウイルスの影響により 23 億円（2020 年は 121 億円）と大きく落ち込んだ。

（４）PDCA サイクル

① 改善（A）

今回は新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となるなど、急なキャンプ変更を余儀なくされた。これを踏まえ、今後は急なキャンプ内容の変更にも対応できる十分な体制で取り組んでいくことになった。特段指摘すべき事項は無い。

（５）予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和 2 年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は委託料であった。委託契約の検討は 9.（６）委託契約を参照のこと。

② 予算の執行

令和 2 年度の予算が 19 百万円であったのに対し、予算執行額は 8 百万円となり、執行率は 45%となった。理由は次の通りであり、特段指摘すべき事項はない。

ステージイベント委託費 7 百万円を予算計上していたが、新型コロナウイルスの影響によりステージイベントがすべて中止となったため、全額不用額となった。

また、キャンプにぎわい創出事業で予定していた飲食エリアの設置が新型コロナウイルスの影響により中止になったこと等により、2 百万円不用額となった。

（６）委託契約

① 契約の概要

（プロ野球キャンプにぎわい創出事業）

契約先	株式会社アカネクリエーション
契約方法（入札、随意契約）	プロポーザル方式

契約期間	令和3年1月28日～3月31日
委託開始時期（委託通算年数）	平成24年度（通算9年）
予定価格	11,346,000円
落札率	100%
参加者数	1者（平成24年度～26年度は複数者）
予定価格積算方法	受託者からの見積書をもとに積算
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）

② 業者選定方法の妥当性

本事業においては、競争入札によらず、プロポーザル方式を採用している。プロポーザル方式を採用した理由については、企画提案型募集要項に「民間事業者等の知識やノウハウを活用した事業企画について幅広い提案を募り、事業を実施するうえで最も適した者を選定するために実施する」と記載されてり、特段指摘すべき事項はない。

<意見①>公募型プロポーザルにおけるガイドライン遵守について

公募型プロポーザル方式の場合、「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）において、「公募期間は、原則20日以上は確保するものとする。ただし、対象業務の特殊性や緊急性を考慮して、その期間を10日以内に限り短縮することができるものとする」と定められている。ここでいう公募期間とは、公告日から参加資格確認通知提出日までの期間を指す。本事業の場合、令和3年1月7日に公告、参加表明締切日1月14日、提案書等締切日1月21日、書類審査1月22日となっており、公募期間は7日となっており例外的に認められている10日より短い公募期間となっている。この点に関し担当者に確認したところ、「新型コロナウイルスの影響により球団側からキャンプ実施方針の連絡を受けたのが12月下旬であり、2月初旬から事業を実施する必要性があったことからガイドラインに抵触していると知りながら短い公募期間で公募せざるを得なかった」との回答であった。

酌むべき事情はあるものの、ガイドラインに沿って運用されたい。

③ 積算方法の妥当性

予定価格は、2社からの見積書をもとに積算されており、特段指摘すべき事項はない。

（7）令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

令和元年度の業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にはもれなく条

項を盛り込むべきである。

2. 令和2年度における対応状況

令和2年度の業務委託契約書を閲覧したが、当該条項は定められており、改善されたと判断した。

31. 外国人観光客受入整備事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

外国人観光客が快適に那覇のまちを回遊できるよう、外国語スタッフを配置し観光案内や事業所へのサポートを行うことで、外国人観光客の満足度を高め、リピーターを含め外国人観光客の受入増に対応できる体制の整備を図る。

(3) 事業の内容

- ① 国際通り及び周辺店舗・事業所への外国人観光客受入サポート要員の派遣
- ② クルーズ船受入時のサポート
- ③ 観光関連事業者対象の語学講座の開講 など

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 2 希望と活力あふれ暮らし働けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成 21 年度から 25 年度までは緊急雇用創出事業補助金「重点分野雇用創出事業（外国人観光客受入サポート事業）」として実施。平成 26 年度からは沖縄振興特別推進交付金（一括交付金（ソフト））を財源として事業継続。

6. 事業の実施形態

本事業は、外国人受入に伴う多言語業務サポート等の業務委託事業である。

財源負担割合は、県（ソフト交付金）：1/2、那覇市：1/2 である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	29,303	26,142	20,862
国庫支出金	－	－	－
県支出金	17,581	13,071	16,480
うち、ソフト交付金	17,581	13,071	16,480
一般財源	11,722	13,071	4,382
その他	－	－	－
予算執行額	26,579	24,291	－
予算執行率	90.7%	92.9%	－

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	24,291	業務委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
外国人観光客の受入体制に関する満足度	80%以上	98%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①> 成果指標に改善の余地がある

成果指標の「外国人観光客の受入体制に関する満足度」は、事業目的に照らして妥当であるが、その取扱いには以下の状況である。

- ・ 目標値の水準を「80%」とする根拠が不明確である。
- ・ 満足度を測るために実施した令和2年度「那覇市観光案内所外国人来所者アンケート」の回収件数は年度目標300件に対して実績11件と本アンケート開始以来最少となった。
- ・ 成果指標の実績値98%はアンケート項目のうち「那覇市観光案内所の評価」に関する評価項目5つ（スタッフの能力、資料・情報量の充実度、施設の清潔さ、設備・サービスの充実度、立地）に対して、5段階評価（大変良い・やや良い・やや悪い・悪

い・未回答)の回答結果に基づくものである。回答件数 11 件なので 5 項目合計で 55 ポイントのうち、“大変良い”の合計 54 ポイントの割合として算出しているが(98% = 54/55)、事業効果を測るには短絡的である。

- ・ 以下のとおり、実績値として引用する指標に一貫性が無い。

平成 30 年度 : “今回の那覇訪問満足度”

令和元年度 : 沖縄県が実施する「外国人観光客受入実態調査」のうち那覇港における“外国語対応”に対する調査結果

目標値が数値化されていることは客観性があり否定するものではない。しかし、上記の状況では、事業の効果を適切に検証するのは困難である。令和 2 年度はコロナ禍のため少ない回収件数によりアンケートの活用も制限的であったことははやむを得ない面もある。この点、担当者も「成果目標の内容と効果検証の手法について整合性が図れるよう留意し、事業実施に努める」と認識しており、コロナ後を見据えて、成果指標の設定を改善されたい。

なお、事業目的を達成するためには、委託内容である「店舗・事業所への外国人観光客受入サポート要員の派遣」や「観光関連事業者対象の語学講座の開講」について、サービス対象者である“県内事業者の満足度”も指標の一つになると考えられる。アフターフォローの一環として、外国人に対する売上推移といった定量的指標や、接客時のストレス軽減度合いといった定性的な指標も検討されたい。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

<指摘①>仕様書に定める内容の事業報告書が提出されていない

「業務委託仕様書」(以下、仕様書と言う。)第 2 項個別事業 5. アンケートの実施において、「事業の効果検証を行うため、派遣先の店舗や事業所、イベント主催者へのアンケートを実施し、事業の課題を抽出・分析すること。その結果について委託者へ報告すること」とある。(下線は監査人による。)

しかし、受託者の事業報告書は、アンケートの単なる集計結果や回答者のコメントの羅列にとどまり、仕様書で求める事業の課題抽出・分析といった改善につながる内容ではない。仕様書に準拠していない事務に対して公金支出すべきではなく、当該事務を容認している点で那覇市契約規則第 50 条(検査員の一般的職務)に違反している可能性がある。

業務受嘱者に対し、仕様書に準拠した事務の徹底を指導するとともに、委託事務に対する適切な検査が求められる。

② 改善 (A)

＜意見②＞実効性のある PDCA 実施について

改善方法について担当者にヒアリングしたところ、次年度の予算編成にあたりアンケート結果等を考慮しているとのことであった。しかし、前述の＜指摘①＞の状況もあいまって、アンケート結果を活用したフィードバックを確認できる資料はなかった。

事業効果を高めるため実効性ある PDCA に取り組まれない。具体的には、アンケート手法を工夫し、得られるデータを統計学的に分析し、翌年度以降の事業策定に効果的にフィードバックすることを意識すべきである。例えば以下のような取り組みが考えられる。

イ) 全県的なアンケート実施について

観光関連の事業においては、空・海路の玄関口である那覇市の取り組みが全県的に波及すると考えられる。したがって、外国人を含む観光客に対するアンケートは沖縄県と那覇市が中心となって共同実施することが効果的かつ効率的である。共同実施により、観光客のアンケート回答の手間が省力化されるとともに、効果的なデータ収集に寄与すると考えられる。また、回答者の負担感をより削減するため、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まれない。

ロ) 情報の評価体制の構築について

統計・分析・評価・施策へのフィードバック、といった作業は専門的な要素もあり、3 年程度で異動する一般職員が担うことは困難である。特に分析・評価の部分は、博士課程修了者や民間企業において相当の経験を有する者など、高い専門性を有する人材の採用を検討すべきである。この点も沖縄県と連携されたい。

また、オープンデータ推進の観点から、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関も活用されたい。アンケート等により収集したデータについて利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、前述の各種研究機関ならびに民間事業者に活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。

ハ) 課題と成果（効果検証）の根拠（エビデンス）について

成果指標及び評価の過程を可視化するため、EBPM (evidence-based policy making: 証拠に基づく政策形成) の導入も検討に値する。

具体的には、各施策及び事業で達成したい目標や解消したい課題について、具体的な現状把握のための根拠(エビデンス)を入手し、各施策及び事業を実施したことによって、そのエビデンスがどのように変化したのか、という EBPM の視点で施策や事業の有効性を評価するものである。エビデンスは統計データが担うことが多いため、EBPM と情報収集・評価体制の充実は一体として取り組む必要がある。

ニ) 非常時における予算使途の変更について

令和 2 年度はインバウンド再来に向けた過去の改善点をフィードバックする良い機会だったと考えられるが、特に仕様書に織り込まれてはいない。コロナ禍のような

非常時においても翌年度以降の事業目的達成に寄与するために予算使途をいかに機動的に変更していくかは今後取り組むべき課題として認識すべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

＜意見③＞委託先の選定方法について

令和元年度より複数見積りを入手しているが、一般社団法人那覇市観光協会（以下、観光協会と言う。）と他３者の見積金額には約１．５倍を超える開きがあったこともあり、平成２１年度から継続して随意契約により委託している観光協会の見積りが予定価格として採用されている。

しかしながら、仕様書には成果指標が明記されておらず、本事業においてどのような効果を期待しているのかが明確になっていないため、観光協会の見積額が妥当かどうかを検討する術がない。その結果、金額の多寡を判断基準として予定価格が設定されているため、観光協会以外は予定価格を超過し選定されない状況であり妥当性に欠けると言わざるを得ない。

予算制度の枠組みで対応しなければならないことは理解できる。しかし、現状では、観光協会以外の業者が委託金額に見合う成果を上げる可能性の芽を摘んでしまう。

そこで、複数見積りに基づいて予定価格を設定する場合でも、上記９．（１）で既述のとおり、まず何をもって成果とするか、言い換えれば現状の課題を明確化し、その解消を成果指標として仕様書上も明確にしたうえで見積りを徴求することを検討されたい。そのうえで、公募等は、手続を通じて様々な事業者の情報を得るという意味で副次的な効果も期待できるため、特に企画提案型の公募（プロポーザル方式）は積極的に取り入れるべきである。

② 予算の執行

＜意見④＞委託費用に係る領収書について

委託事業に要した経費に係る領収書の宛名は、多くが「一般社団法人那覇市観光協会 外国人観光受入整備事業」となっているが、一部「一般社団法人那覇市観光協会」のみで本事業に関連するのかわからないものが見受けられた。電話料金（㈱ソフトバンク）、消耗品などである。

そのため、観光協会は他にも委託事業や自主事業を実施しているため、本事業の「事業実績報告書」の適正性に疑義が生ずる。

本事業に要した経費に係る領収書の宛名は「一般社団法人那覇市観光協会 外国人観光受入整備事業」で統一するよう観光協会へ指導されたい。

(4) 委託契約

① 契約の概要

契約先	一般社団法人那覇市観光協会
契約方法	随意契約
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
委託開始時期(委託通算年数)	平成21年(12年)
予定価格	26,142,000 円(税込)
落札率	－
参加者数	－
予定価格積算方法	参考見積として観光協会を含む4者から徴収。観光協会の見積金額を予定価格としている。
委託理由	不明
随意契約理由	・見積書を4者より徴収したところ観光協会と他3者の見積金額には約1.5倍を超える開きがあったこと。 ・事業開始以来一貫して同業務を行い、内容を十分に理解した体制の構築、取組の想定、専門性と実績等を有する観光協会との契約が合理的と判断。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。

② 委託の必要性

<意見⑤>委託の必要性について検討が不十分

委託の必要について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。

上記9.(1)で既述のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。

③ 業者選定方法の妥当性

平成21年度から継続して、観光協会と随意契約している。

この点、上記9.(3)①を参照されたい。

④ 積算方法の妥当性

上記9.(3)①を参照されたい。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

外国人観光客受入整備事業を、那覇市観光協会へ業務委託しているが、随意契約によっている。しかし、その根拠が必ずしも明らかでない。

2. 令和2年度における対応状況

上記9.(3)①の<意見③>で既述のとおり、対応されているとはいえない。

② 意見2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

外国人観光客にアンケートを実施し、その満足度により本事業のあり方を検証するとしているが、事業の効果を計る手段としてはそれだけでは不足である。例えば、語学講座を受講した者に対し、その後の業務の中でどれだけ役に立ったのか(外国人観光客とコミュニケーションをとる機会があったのか、語学講座で学んだことが役に立ったのか)を計ることがより直接的といえる。

2. 令和2年度における対応状況

上記9.(1)の<意見①>で既述のとおり、対応されているとはいえない。

32. 国際通りトランジットマイル推進事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 なはまち振興課

(2) 事業の目的

国際通りで歩行者と公共交通（バス）を優先させ、快適な歩行空間を創出することによって、中心商店街の集客力を高め、また車から公共交通への利用転換を促すことで車の集中を緩和し、それに起因する環境の改善を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

那覇市国際通り商店街振興組合連合会が実施する「トランジットモール」の開催に係る運営費の一部を助成する。

（トランジットモールの概要）

毎週日曜日（12 時～18 時）、国際通りに交通誘導員を配置して、一般車両を規制し歩行者に開放している。数か所のパフォーマンスエリアを設置し大道芸等を披露。また、子供たちの遊び空間等を創出している。区間内には移動手段として、トランジットバス（市内線バス 10 番）が運行。車道への車両の進入・走行を一切排除し歩行者にすべて開放する歩行者天国とは異なる。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 2 希望と活力あふれ暮らし働けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 39 商店街やマチグワーなどが賑わうまちをつくる』事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画

5. 事業実施期間

平成 19 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

沖縄県振興特別推進交付金（一括交付金）を財源とし、補助金を交付する事業である（補助率 80%）。

7. 事業費の予算額及び執行額

（1） 予算額及び執行額

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	（参考） 令和3年度
予算額	2,000	2,000	2,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	1,600	1,600	1,600
うちソフト交付金	1,600	1,600	1,600
一般財源	—	—	—
その他	400	400	400
予算執行額	2,000	1,597	—
予算執行率	100.0%	79.9%	—

（2） 令和2年度予算執行額の内訳

（単位：千円）

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	1,597	那覇市国際通り商店街振興組合連合会への補助金（補助金の主な用途は、トランジットモール開催時に配置する誘導員の人件費）
計	1,597	

8. 事業の活動指標・成果指標

（活動指標）

トランジットモール開催回数

平成30年度～令和2年度の状況は以下のとおりである。

	目標	実績
令和2年度	40回開催	16回開催
令和元年度	38回開催	33回開催
平成30年度	40回開催	35回開催

(成果指標)

トランジットモール開催時の歩行者数

平成 30 年度～令和 2 年度の状況は以下のとおりである。

	目標	実績
令和 2 年度	来場者数 23,500 人／日	来場者数 10,525 人／日
令和元年度	来場者数 21,200 人／日	来場者数 22,846 人／日
平成 30 年度	来場者数 21,600 人／日	来場者数 22,988 人／日

※ 令和 2 年度の来場者数は、那覇市が令和 2 年 12 月 13 日（日）に実施した「那覇市中心商店街通行量調査報告書」（令和 3 年 2 月発行）を集計したものとなっている。

9. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標

現状、トランジットモール開催時の歩行者数を成果指標としているが、中心商店街の集客力を高めるという本事業の目的に照らして考えると、一定の合理性が認められる。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

しかしながら、令和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果測定の際、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定することが、より合理的であると考えられる。

この点、那覇市が毎年 12 月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数値を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

上記 8. に記載のとおり、令和 2 年度においてはトランジットモール開催回数、開催時の歩行者通行量は計画を大きく下回った。新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛や渡航自粛の要請等により、観光客及び地元客の来場者数が減少したものである。また、緊急事態宣言期間中は、トランジットモール開催を中止したため、開催回数も例年の約半分にとどまった。

さらに、大道芸人等のパフォーマンスについても、感染防止対策のためエリアを設置することが出来なかった。

以上より、活動指標・成果指標が目標未達となったことはやむを得ない。

なお、沖縄総合事務局が令和 2 年 7 月に実施した来場者への歩行空間の満足度調査で、

「満足・やや満足」と回答した内訳は通常時休日 64%に対し、トランジットモール開催時 77%となっており、この点からもトランジットモール開催の成果があらわれていると考えられる。

② 改善 (A)

過年度の事業実施の成果を受けて、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、現状の成果指標を前提とすると適切な改善活動が実施されていた。

一方、9.(4)③で後述するように、本来補助事業者が実施すべき「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決に向けた取り組み」が、令和2年度においては実施されていなかったことから、PDCA サイクルの実施に改善の余地があると言わざるを得ない。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「那覇市頑張るマチグッー等支援基金補助金交付要綱」、「国際通りトランジットマイル助成金事業交付要領」に基づき適切に算定されており、特段指摘すべき事項は検出されなかった。

② 予算の執行

令和2年度の予算執行額は予算 2,000 千円に対し執行額は 1,597 千円で執行率は 80%である一方、開催回数は計画 40 回に対し実績 16 回と計画の半数以下となっている。開催回数と執行率に乖離があったため、その理由を確認したところ、令和2年度はコロナ対策を徹底する観点から1回当たりの誘導員数を増やしたためとの説明であり、特段指摘すべき事項は検出されなかった。

(4) 補助金

① 交付目的

那覇市の中心商店街その他の商店街の活性化に向けた事業を行う者の創意工夫による積極的な取り組みを支援することを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続

補助金を申請しようとする者は、「那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金申請書」を市長に提出する。

市長は、交付の申請を受けたときは、その内容を精査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、「那覇市頑張るマチグッー等支援基

金事業費補助金交付決定通知書」により通知する。

市長は、事業者からの報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金確定通知書」により通知する。

上記の書類を閲覧した結果、補助金の申請、決定、交付の手続が適切に実施されていると判断した。

<指摘①>事業計画変更手続が適切に実施されていない

ただし、令和2年度は、トランジットモール開催回数について、当初計画では40回であったが、実際にはコロナウイルスの影響により16回の実施に留まっているが、このように補助事業内容に変更がある場合には、「那覇市頑張るマチグッー等支援基金補助金交付要綱」第7条に基づき、事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受ける必要がある。

しかしながら、令和2年度において、補助事業者から事業計画変更承認申請書は提出されておらず、市側もそのことに気づいていなかった。交付要綱に従い、適切に事務を執行されたい。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときから起算して20日以内又は交付決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、「那覇市頑張るマチグッー等支援基金事業費補助金実績報告書」を市長に提出しなければならない。

<指摘②>来場者のニーズ調査が実施されていない

この点、「国際通りトランジットマイル助成金事業交付要領」第5条第2項によると、「補助事業者は、毎年任意の時期に来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決に向けた取り組みに努めるものとする」と定められているが、補助事業者は令和2年度においてニーズ調査を実施しなかった。その原因は、補助事業者の担当者交代の際、引継ぎが十分実施されなかったためである。また、市側も事業者が例年と同じであったため、交付要領の内容について詳細な説明をしていなかったとのことであった。

「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決に向けた取り組みを実行する」ことは、本事業に係るPDCAサイクルを適切に実行し、絶えず改善活動を継続する上で非常に重要な要素となるが、これを実施しないということは、適切なPDCAサイクルが実施されていないと言わざるを得ない。

今後は、補助事業者に対し、「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決に向けた取り組みに努める」ことを確実に実行するよう促すとともに、市側でも事業課題や改善状況を把握することで、より効果的に事業を実施していく必要がある。

（５） 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

トランジットモール開催時の歩行者数の実績値について、特定の１日の計測結果のみを採用している。また、事業効果を測定するのであれば、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定すべきである。

以上より、効果測定方法については見直しが必要である。

2. 令和２年度における対応状況

令和２年度の成果指標であるトランジットモール開催時の歩行者数は、那覇市が毎年１２月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料の中から、トランジットモールが開催された日曜日の通行量を集計して算定しているが、当該通行量調査の調査日は令和２年１２月１３日であることから、成果指標の実績値として特定の１日の計測結果のみを採用している点に変更は無い。

令和元年度包括外部監査における意見はもともとであり、トランジットモール開催時の歩行者数の実績値は、年間を通じて歩行者数を測定し、その平均値を採用することがより合理的である。一方で、年間を通じて歩行者数を測定しようとした場合、測定のための追加費用が生じることになるため、費用対効果を考慮すべきであると考ええる。

ここで、本事業の事業予算額は２,０００千円と比較的小さな事業規模であるが、費用対効果を考慮すると、このような小規模な事業の効果測定のために、追加費用を投じる必要性は小さいと考えられるため、成果指標の実績値として特定の１日の計測結果のみを採用するという現状の方法も許容できるのではないかと考える。

次に、事業効果測定の際、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定すべきという意見についてであるが、９．（１）に記載したとおり、「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数値を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。

② 意見 2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

アンケート回答者の半数近くが１０代、学生であって、アンケート回答者に偏りがあり、検証方法を見直す必要がある。

2. 令和２年度における対応状況

上記９．（４）③に記載のとおり、令和２年度においてはニーズ調査及びアンケートを実

施していなかったため、改善状況が判断できない。（なお、母集団となるトランジットモールの通行者の多くが若者であるのであれば、回答者が若者中心となることはやむを得ないものと考えられる。）

③ 意見 3

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

ホームページ上のイベント告知が開催日の2日前にしか掲載されていない。イベント告知に関する早期の案内のほか、広報手段を検討する必要がある。

2. 令和2年度における対応状況

那覇国際通り商店街のホームページを閲覧したところ、イベント告知等が早期に案内されていることが確認できた。また、ホームページは定期的に情報が更新され、また情報量も以前に比べ充実したものとなっており、改善されている。

④ 意見 4

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

補助事業者からの事業報告書では事業の柱の一つとしてオープンカフェが記載されているが、実際はほとんど開催されていないことを踏まえ、事業の実施方法、報告方法及びその検査方法を見直す必要がある。

また、本事業は効果が十分発揮できているかどうか不明であり、開催頻度についても抜本的な見直し（隔週開催や月1開催）も必要であると思われる。

2. 令和2年度における対応状況

2018年3月に「那覇市国際通りトランジットモールビジョン（将来像）報告書」を公表し、その後、商店街組合員と那覇市職員で構成される「那覇市国際通り魅力創出検討委員会」を立ち上げ、定期的に委員会を開催している。その中で、開催時期、開催方法の見直しや、2020年11月に国交省が創設した「歩行者利便増進道路制度」（ほこみち制度）の活用などについて検討が進んでいる。今後の展開に期待したい。